

NARUTO スポーツコミッションスポーツ大会・合宿開催支援助成金交付要綱

(助成金の交付)

第1条 スポーツ大会・合宿を鳴門市内に誘致することにより、地域経済の活性化等を促進するため、スポーツ大会・合宿開催にかかる経費に対し、予算の範囲内でスポーツ大会・合宿の主催者に助成金を交付するものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次のとおりとする。

（1）鳴門市内宿泊施設において、市外の団体または個人が延べ20泊以上するスポーツ大会またはスポーツ合宿

（2）NARUTO スポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成の対象としない。

（1）宗教活動又は政治活動を目的とするもの

（2）国又は地方公共団体が主催するもの

（3）有料観覧のスポーツ大会

（4）営利を目的としているもの

（5）開催日の属する年度の予算において、既にこの要綱による助成金の交付を受けているもの

(他の助成制度との併用の取扱い)

第3条 この要綱による助成金は、鳴門市が実施する他の助成制度と併用して交付を受けることはできない。

(助成金の額)

第4条 助成事業に対する助成金の額は別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業を実施する30日前までに助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）宿泊予定書（様式第3号）

（3）その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の助成金交付申請があつたときは、その内容を審査し適当と認められる場合には助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金交付申請に係る事項につき修正を加えて、助成金の交付を決定するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 次の各号に掲げる事項は、助成金交付決定の条件とする。

- (1) 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。
 - (2) 助成事業を中止する場合においては、会長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。
- 2 会長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。
- 3 第1項第1号及び第2号の規定による会長の承認を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 助成事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）
 - (2) 事業計画（変更・中止）書（様式第5号）

(決定通知)

第8条 会長は、助成金の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに付した条件を申請した者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

- 第9条 会長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定を取り消すがある。
- 2 前条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(実績報告)

- 第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内に実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。
- (1) 大会・合宿実績報告書（様式第7号）
 - (2) 宿泊実績書（様式第8号）
 - (3) 宿泊証明書（様式第9号）
 - (4) 宿泊施設の領収書の写し
 - (5) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類により審査を行い、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成事業者が助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 1 3 条 会長は、前条の規定による助成金請求書を受理した後に、助成金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第 1 4 条 会長は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用するなどし、交付の決定の内容に反したときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第 1 5 条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表

対 象	種類	スポーツ大会・スポーツ合宿
	規模	延べ 2 0 泊以上（鳴門市内の宿泊施設）
助成金額	3 0,0 0 0 円	